

論説

部落解放反対一揆にみる民衆意識の諸相

桐村 彰 郎

一八七一(明治四)年八月二八日、⁽¹⁾太政官は左の布告を発した。いわゆる部落解放令である。

布告

穢多非人等ノ称被廢候条、自今身分職業共平民同様タルヘキ事

同上府県へ

穢多非人等ノ称被廢候条、一般民籍ニ編入シ、身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱、尤地租其外除蠲ノ仕来モ有之候ハ、引直シ方見込取調大蔵省へ可伺出事

維新政府では、すでに公議所において、新たな賦役と結びつけられた賤民解放の如何が論議されていたし、また京都府・東京府の「拔擢解放」建議、大江卓の建議や民部省案の「漸進的解放」論などが検討の対象となっていたけれども、布告された解放令は、これらいずれのものとも異なり、即時・無条件の解放を指示しており、その意味で革命的であった。と同時に、解放令は、賤民の土地をも例外としない全国統一的な地租制度の確立、近代的土地所有権の

確定、土地売買の解禁を急ぐ大蔵省の路線に沿い、それを裏打ちする必要性から提起され、布告されたものであったから、部落解放のための社会的・経済的な実質的措置を欠落させた形式的な性格をまぬがれなかったのである。

太政官の布告した解放令は、各府県をつうじて全国各地の民衆に伝達された。部落民衆はこれを歓喜してむかえ、平民としての行動を開始した。他方、一般民衆は、特に西日本の場合、解放令の実質化をはかる部落民衆にたいして、さまざまなかたちで抵抗した。

部落民衆は、死牛馬処理をはじめとする掃除役を「賤業」として拒否した。かれらは、道路で一般民衆に会したとき道を譲り土下座をし、一般民衆の家宅にはいるときは裸足で、土間にて用件をたし、特別の器で飲食することなどを余儀なくされていたが、こうしたことを拒みはじめた。また一般民衆と同所で同等の入浴・髪結い・酒食を要求しはじめた。さらには祭礼参加や氏子加入、分村も追求されはじめた。これにたいし、一般民衆は、入浴や髪結いの拒否、商品販売の拒絶、日雇いや小作雇いの中止、入会い山の利用拒否などをもって応えたのである。

ここにみられる一般民衆の意識は、もちろん、徳川幕藩体制以来の身分差別制に深く規定されていた。従来、部落民衆は、死牛馬処理などの掃除役と、盗賊・乞食の取締りや刑吏役など、汚穢・異物と観念されるものを伝統的共同体から排除する不可欠の役割をになつてきた。共同体は、その「清浄化」を部落民衆に依拠してきたのである。一般民衆は、共同体の「清浄化」機能をはたす部落民衆を、その穢れ意識によって「社会外」・「人間外」の存在として自らの外（共同体と異世界との境界）に位置づけ、また「奈落」の存在として自らの下に位置づけることによって差別してきた。この依存と排除という、きり離すことのできないアンビバレントな関係は、一八七一（明治四）年三月の太政官布告（死牛馬勝手処理令）、八月の部落解放令、それにもとづく賤民の一般戸籍への編入（それはなお、旧穢多・新平民などといった差別的記載をとまなうものであったが）等々によって崩壊の危機に瀕したのである。

依存の論理の危機はどのようにうけとめられたか。

深津県備中国阿賀郡では、「下中津井村元穢多ヨリ平民へ申候へ、此度出格ニ身分御取立被成下候上へ、従前引請居候盜賊尋方・乞食追払・死牛馬取捨等之義、一切相断申度旨申立、平民ニ於テ者目下差支ニ相成候ニ付、人氣沸騰仕、元穢多へ年来取扱候廉々相断候テハ彼是差支候間、先以前之通心得候様申論候得共不聞入候ニ付、左候ハ、以来田地当テ作、山野新採共一切差留、何レ地所引分可遣候迄ハ、田地山野へ立入申間敷、且店方ニテ何品ニテモ売遣不申旨申聞⁽³⁾」と盜賊・乞食取締役、掃除役の返上にたいして、一般民衆は「人氣沸騰」し、對抗措置を講じている。そして、この險惡な雰囲気のもと、「元穢多」の酒買いを契機に、阿賀郡・上房郡の平民は竹槍・鉄砲などを手に蜂起をはじめ、部落側は四名が殺され、四名負傷、二五・六軒が破却されるという被害をこうむったのであった（一八七二年一月⁽⁴⁾）。官員の説諭も聞き入れられなかった。なお、この事件は岡山県津高郡に波及していく（後述）。

また山口県長門国豊浦郡では、「先般御改正ヨリ穢多・官番等都テ御廃止ニ相成、既ニ地下八幡社官番モ同様相成候、就テハ以来盜賊ノ類捕縛致候者モ無之、地下一統何角申合ノ趣モ有之様子」という動きがみられ、このような不穏な要素を利用して新政反対一揆が勃発するのである（一八七一年一〇月⁽⁵⁾）。

部落民の「賤業」はかれらの生活を保証する主要な業種であり、近世的な職業と身分の一致を解体することになった死牛馬勝手処理令により、この特権を喪失していくことのほうが多くの部落にとっては問題であったようにおもわれるけれども、にもかかわらず、「賤業」拒否の申合せ（それは解放令伝達後にはじめて本格化する）が、京都・大阪・兵庫・福岡などの各地においてもみられたことは、その「脱賤化」にかけるかれらの決意のほどを物語っている。この場合、依存の論理は、直接には本村と枝村、あるいは旦那場関係の諸村と部落の問題であるが、觀念の世界では共同体一般（の民衆）と部落一般（の民衆）の関係に拡大して反映される。一般民衆は、自己の共同体の危機を各地

の部落民の「脱賤化」行動のなかにみるであらう。

この依存の論理の危機は、それと不可分の関係にある部落民衆排除の論理を強化したとおもわれる。共同体の「清浄化」を維持していくためには部落民の「脱賤化」を阻止し、彼らを「社会外」・「奈落」の地位に押し付けておかなばならない。こうして、部落民衆の「脱賤化」行動は一般民衆の部落民にたいする穢れ意識と不平等意識をあらためて認識させるのである。

穢れ意識（触穢観念）は、日本の民衆に深く浸透していた。解放令をうけた地方県庁の指示により各地でおこなわれた「キヨメ」も、触穢観念を前提とした行事であったが、それによって解消するほどこの観念は底の浅いものではなく、この行事に触発されて、かえって民衆世界のこの伝統的観念はあらためて自覚されさえしたものとおもわれる。

「今般穢多・非人共ヲ平民ニ入籍ト申ニ相成候ヨリ、平人一統ノ迷惑不大方候。先差当リ風呂屋・髪結・煮売店等也。穢多一人ニ而モ一度入湯シ、一度髪ヲ結候時ハ、平民中其家ニ不立行ノ申合ト成候故、湯屋ハ其一町内限りノ風呂屋ト成リ、髪モ旅人ハ勿論惣而顔ヲ不知者ハ相断ルノ懸^{カケ}ヲ表ニ出シ候。依之渡世方相減シ至極ノ難渋也。偕又穢多・非人共ハ俄ニ威権ヲ得、下足ノ緒ヲ止、或ハ乞食ニ不出ノ法則ヲ立候由ニ而更ニ不來。是迄農業等ノ日雇ニ而生活ヲ立居タル者共モ、食事向ヲ初メ、万事家内同様ノ取扱無之ハ來日間敷杯、此外種々様々ト罵リ力ミ立候ヨリ、緒立等ノ事ハ不自由ナレトモ、以來彼共ヨリ下足等ヲ求間敷、農業其外ノ事ニモ雇間敷、追々ニハ下作サセ居候田地ヲモ可引揚杯、在々ニ而モ内々咄合モ致居候趣ニ候」⁶⁾。

これは福岡博多の事例であるが、ここにみられる排除の論理は各地で一般的であった。「増長」・「傲慢」・「不遜」・「倨傲」という、各地の資料にみえる表現は、共同体の存立に不可欠の「穢れた賤業」を拒否し、しかも同等の交わりを求めてくる部落民衆への非難と憎悪を意味している。

解放令に端を發した依存と排除の論理の危機（共同体の危機）は、部落民の實際的行動によって現実化し、一般民衆の「清浄な」世界は、消極的には汚穢にまみれたまま放置されるだけでなく、積極的には汚穢をもちこまれるものとして觀念され、部落民衆は「加害者」として認識されるにいたるのである。

自己の共同体を守るための動きもでてくる。滋賀県の八木山部落では、本村が解放令の伝達をサボタージュ、翌年五月に「庄屋戸長様へ数度願ひ出候得共無聞入」⁽⁷⁾く、ついに県庁から直接に布告をうける事態となった。奈良県岩崎村にたいしてながされた解放令五万日（一説には三万日）の日延べのデマも、一般民衆側における解放令への抵抗を表現するものであった。

一般民衆の非難は、部落側にだけでなく、さらに県や維新政府にも当然むけられる。篠山県では、「（解放令には）一同承服仕兼、強而申聞候得者争擾を引出し候様奉存ニ付」と、県当局を威嚇して差別の存続を嘆願し、あるいは、「往昔ヨリ性ヲ分ケ候者共、新ニ同一ニ相成リ候義へ、実ニ血泪之至リ、一統承知致兼」と主張して、県当局をつうじ朝廷に解放令の「日延」、「御猶予」を求めるともあったのである。⁽⁸⁾

二

当時の一般民衆は、維新政府の部落解放令にたいしてのみ「承服仕兼」ねていたわけではない。政府の神道国民教化運動、富国強兵・文明開化政策そのものになんげしい反発と不安をいだいていたのである。成立した維新政权の「新政」に期待して、いったんは幕末以来の世直しの闘争の理念（自由で平等で平和な小生産者による共同世界——それは明治初年には「田畑貧富平均」の流言として表現されていた）をそのなかにつきいれていこうとした民衆は、政府の展開する一連の政策を目の前にして、失望、不信の度合いをつよめていくが、廃藩置県を画期として、本

格的に「新政」幻想を払拭し、維新政権にたいする「反乱型」闘争に決起していったのである。⁽⁹⁾ いわゆる新政反対一揆である。一八七二（明治四）年には、中央集権的国家体制を確立する基礎となった廢藩置県と、それにつづく府県統廃合の進展、死牛馬勝手処理令、散髪・磨刀許可、鎮台の設置、華士族・平民間の通婚許可、穢多・非人の廢称、欧米使節の派遣、華士族卒の職業の自由許可、一八七二（明治五）年には、壬申戸籍の実施、土地売買の解禁、大小区制と戸長・副戸長の設置（庄屋・名主廢止）、三条教則の布告と教導職の設置、壬申地券の交付、学制発布、太陽曆採用の布告が、翌七三年には、五節句の廢止と神武天皇即位日・天長節の祝日化、徵兵制の布告、地租改正条例の布告などがうちだされた。これら耳目を聳動させる天皇權威にうらうちされた文明開化政策が洪水のように民衆をおそった。政策の大半は、たんに人目を驚かせるだけではなく、西洋文明的基準にもとづいて権力主義的に民衆の習俗や価値観を解体しようとするものであり、有無をいわず民衆の経済的負担において遂行されるものであった。そこに示された理念は、開港によって幣制の混乱と物価騰貴を招いた元凶であり、とくは天主教妖術によって日本がまどわされないように国を閉ざすことになったと観念されていた西洋諸国の文明への同化にほかならなかった。神仏分離令をはじめ、大教宣布、三条教則布告・教導職の設置にいたる国民教化運動も、民衆にとっては「耶穌教」の類いの強制でしかなかった。要するに、維新政権のおしすすめる文明開化政策は、生活不安にさいなまれる一般民衆にとつて、未知で不気味な「西洋的妖怪世界」⁽¹⁰⁾への強制的編入を意味したのであった。

さきに注(6)に示した四国・中国地方の「民部省地方巡察復命書」（明治四年一月）は、注記した箇所につづき、一般民衆間の流言についてつぎのようにのべている。⁽¹¹⁾

「大坂居留ノ洋人百八十歳ニ成ルモノアリ、是ハ人間ノ血ヲ飲テ長寿スルヨシナリ云々、又曰ク、大坂府ニ召捕ヘ之レ有ル罪人ヲ渡サレ、之ヲ殺シテ其血ヲ飲ムト云々

神戸ヨリ大坂へ針金ヲ引キテ手帖(テマ)ヲ贈ルニ忽チ達スルヨシナリ、針金ニテ書翰ヲ送ルトハ如何ナル仕掛ニテモ行マジキニ、是ハ定テ魔法ナラント云々

此回所々へ灯明台ヲ築カレルヨシ、火ノ光リ七十里モ照ラスヨシ、是ハ人間ノ油故遠ク見ユルヨシナリト云々

外国へ婦人ト牛馬ヲ渡サル、ノ説アリ、……

農民外国人ヲ嫌ヒシヨリ、『ジャンギリアタマ』ヲ見テ太政官アタマト称シ深ク悪ミ、沸騰一揆中ハジャンギリノ人ヲハ通行ヲサセザリシヨシナリ

……下民流言ヲ信シ庁事ヲ疑惑ス、其沸騰スルヤ官員ノ諭示ヲ聞カス、或ハ発炮シ或ハ放火シ、又ハ抜刀槍ヲ以テ跋扈ノ所業ヲ為スニ至ル、窃ニ考ルニ、今ノ一揆ハ昔日ノ一揆ニ非シテ、所謂賊ナリ……」。

一八七一（明治四）年八月、九月の芸備両国新政反対一揆の背景となつた流言のなかには、年貢増徴・割庄屋不正とならんで、太政官は異人が政治をとるところ、割庄屋は太政官の手先、太政官から割庄屋へ「耶蘇宗の秘仏」配布、戸口調べ・牛馬改めは女子・飼牛の異人への売渡し準備、伝信機は切支丹の術などというものがあつた。この一揆は、在京を指示されて上京する旧藩知事を抑止することによって、民衆的共同世界の太政官政府による「西洋的妖怪世界」化を阻止しようとするものであつた。ここでは、旧藩知事（旧藩主）は民衆の世界を擁護する手段として「玉」として位置づけられていた。

民衆は、幕末以来、自由で平等で平安な小生産者の世界をユートピアとしてかかげつつ、窮民救済、年貢減免ないしは無年貢、質物・質地などの債務関係の破棄、豪農支配の村落体制の変革などを、世直し一揆をつうじてたかつてきた。新たな覇者となる維新政権に期待をこめて、民衆は「長州サンノ御上り、エジャナイカ、長ト薩トエジャナイカ」と、討幕長州軍を歓迎した。幕末維新の激動期を体験して、民衆は、権威は自然的・運命的なものではなく、

人為的・可動的なものであり、民衆の願望を吸収することによってのみ支配の正統性は確保されるのだということを学びはじめた。維新直後の施政に、自らの小生産者的社会構想を強制しつつも、民衆不在の新政の実態を看破しはじめた民衆の、「王政不如幕政、薩長ハ徳川氏ニ劣候」という評価は、政治体制の正統性を問うものであった。しかし、それは民衆の、体制を超えて政治的主体化を意味するものではなかった。民衆のユートピア的イメージは、具体像としては、せいぜい村落的規模においてしか焦点を結ぶことはなかったし、また維新政権への批判意識は、それにかわるものとして幕藩体制以外のものをイメージすることはなかったのである。もちろんそれは、現実に自らが闘争の対象としてきた収奪の体系たる幕藩組織ではなく、民衆的に理念化され、ユートピア化された幕藩組織のイメージであったけれども、それにしても、その体制をあらためて打ち建てる政治的主体は、民衆それ自身ではなかったのである。これらの共同体を包摂する地方的・全国的な政治体制は、依然として「他者」である支配者に委託されていたのである。しかも、「西洋的妖怪世界」への強制的編入を急速におしすすめる維新政権を「異人政権」とみた民衆は、それに代わる支配者を旧体制的イメージでしかとらえることができなかつただけでなく、既成の閉鎖的で狹隘な共同体の枠を強化し、自らをそこに閉じこめることによって、自己解体を防衛しようとしたのである。旧藩主を「異人政権」の攻撃にたいする「盾」とし、従来かれらの共同体を「外敵」から守っていた藩権力を必要不可欠のものと認識した民衆は、また、同時に、「清浄な共同体」を「汚穢」から守っていた部落民衆の存在をも必要不可欠のものとみただけであった。⁽¹²⁾

こうして、一八七一（明治四）年一〇月の播但一揆、一二月の土佐脂取一揆、あるいは、七三年五月の美作血税一揆、六月の筑前竹槍一揆などの新政反対一揆において、部落解放反対の項目がかかげられ、また激しい部落襲撃が現実のものとなったのである。

現在、部落解放反対騒擾については二一件の例が報告されている。⁽¹³⁾ 研究の進展とともにこの例はさらに増加するであろう。以下、いくつかの例を検討するなかで、一般民衆の意識状況をあきらかにしていくことにする。

播但一揆は、⁽¹⁴⁾ 人別改め・年貢調査において部落民の同席に反対した一般民衆の大庄屋への談判が直接的契機になった。「姫路県下播州神東神西村々ノ者、穢多平民同一相成候儀ノ及歎願、聞濟無之末ヨリ、本月十三日一揆ヲ起シ、各竹鎗鉄砲ヲ携へ、神東郡辻川村大庄屋宅ヲ及放火、引続人氣沸騰致シ、加勢不致者は可焼払申触シ、人数凡五六千人ニモ及ヒ、途中人家放火又ハ打崩シ……」⁽¹⁵⁾ 各所の大庄屋・庄屋宅を放火・襲撃して郷村高帳などを焼き、高礼を破却し、開拓生産官舎に放火し、説諭の官員を脅迫し、大小庄屋の貯金・税米や倉庫を焼いて、姫路県庁へむかう一方、翌日これが生野県下に波及して、生野勢は県役人（権少属と捕亡役）を殺害、鉢山寮出張所に放火し、県庁を占拠した。解放令伝達直後から部落民は庄屋宅の縁や上り口に腰掛けたり、平民同様の扱いを依頼したりすることがあり、他方、一般民衆側は、不買運動・寄合い・嘆願書の提出など、不穏な動きをみせていた。当時姫路県下にはつぎのような「訛言浮説」があったという。「今度穢多ノ称廃セラレタルハ……政府ニ異邦ノ婦人アリテヨリ平民ハ必ス穢多ト縁組スヘキ御法則トナリタリ云々或ハ戸籍調ノ大意ハ辰ノ歳出生ノ者ヲシテ外国ニ売ラル、ト云又膏血ヲ絞ラル、ナト或ハ尾州ト人民入替ニ相成候由斯ル迷惑ナル儀モ旧知事様サヘ是迄通り被為居候ハ、無ルヘシ……或ハ他県下ニハ童児外国人ニ既ニ盗マレタリ或ハ旧県貢米ノ御規則不達新県モ同一定トナルヘシ故ヲ以テ当年ノ租税来年ヲ待チ上納センナト云ヒ或ハ牧牛馬ノ調ハ有余ヲシテ外国ニ輸出セラレン異邦ノ食糧ニ充シメンナト或ハ近ク検地有之候由由迪モ爰両三年中ニハ小前ノ者産業相立兼可申ナト無端ノ浮言尚数多アリ」⁽¹⁶⁾。ここにも「西洋的妖怪世界」への恐怖

がみてとれる。この点からみて、姫路勢が「戸籍印々門戸ニ張有候何区何十番与印有札張候家者焼失候等呼わり候よしニ付、悉クメクリ候よし⁽¹⁷⁾」という探索報告は事実にちかひものであったとおもわれる。もっともかれらのなかには、天皇と太政官を分離・区別していたものもあつたようで、「旗に太政官朝敵印有二本所持」していたという⁽¹⁸⁾。姫路勢の要求は二五条といわれ、そのうちつぎのものが判明している。⁽¹⁹⁾

一、銀納五両、但し市米三両式分之時其違也

一、田地棹入、あぜ共に打

一、沓ヶ村ニ丑老疋

女子老人

三ヶ年間ニ上納

一、穢多乞食素人同様之事

他方、生野勢は八カ条を要求し、つぎの「聞届書」を獲得してひきあげた。⁽²⁰⁾

一 伺中穢多是迄通の事

一 御年貢筋三分勘弁の取計可有之事

一 百石牛一疋人一人差出無之事

一 明年より御廻米御免の事

一 検地無之事

一 社寺院良木伐取無之事

一 徒党の頭無之様聞届候事

一 異 人 の 儀 鉦 山 司 へ 掛 合 難 儀 不 相 成 様 取 計 可 遣 事

このようにみてくれば、蜂起民衆が太政官政府の政策への根源的な不信をもっていたこと、部落解放反対がたんに蜂起のための結集の契機であっただけでなく、かれらの主要で不可欠の要求であったことを理解しうるであろう。⁽²¹⁾

一八七一年（明治四）年一二月、高知県高岡郡・吾川郡・土佐郡でいわゆる脂取一揆が勃発した。高知県吾川郡池川郷方面に蜂起した一八〇〇の民衆は、戸長役場を襲い、戸籍簿や徴兵準備の帳簿を破棄し、県庁に向かおうとした。宮相撲をとり武芸にすぐれ俠客をもって任じていた竹本長十郎（森三郎）は、その総大将となって平兵部之輔となり、「此度政府藩主を追出し、異人鼻眞の姦吏を県庁へ据へ、我日本人を外国人に売り渡し、脂を取りて彼の滋養に供せしむる趣、甚だ以て容易ならざる事に有之、一日も早く藩侯を取返し、姦吏を誅し、夷狄を追ひ払ひ不申候うては、日本人民は五年間に皆無と可相成に付、孰れも押出しの用意可致事⁽²²⁾」との檄文を配布、縄、竹槍・鉄砲等を用いし、不同意者は政府と同腹とみなし、居宅を焼払うように命じた。土佐郡本川郷、森郷にも一揆は波及し、郷士山中陣馬を総大将として一〇〇〇余が決起した。蜂起そのものは翌年一月六日に解体するが、この過程で一般民衆の提起した要求書をいくつかみてみよう。

ひとつは、名野川郷と大崎村の嘆願で、知事（旧藩主）の滞京・不在は「百姓の業仕る楽み」もないので善処してほしい、「何故以異人御入れに相成候」や、打ち払うか百姓に処分を任せてほしい、「穢多新在家に相成り、穢多が百姓交り候時、何に忠勤に相成候、百姓穢多ナサレテ何の用通か有之、御作配仰付不被下ては一体百姓共不知所知に御座候」、一八歳より二〇歳の男子名を、同意もなく戸長から記載提出となったのは「不得心」であり、戸籍調べのための住居番号・姓名書き出し提出も「一向相守心得無御座候」というものである。⁽²³⁾ また、『山中家文書』記載の要求書⁽²⁴⁾には、伊勢の御師が来ないので御祓も暦もなく、神祭や種蒔きに困っていることのほか、「一、穢多平民に相成不

帰服之事 一、近来御触度々相更り、地下役共難渋之事 一、十八歳ヨリ式拾歳迄之者届出之事 一、米穀旧相場ニ御引戻之事 一、戸税之事 一、旧殿様御帰りニ相成候様有度事 一、夷人渡来不帰服之事 一、神葬祭右同断」とある。

このころ、高岡郡戸波、長岡郡後免、香美郡赤岡で一般民衆と部落民との抗争がおこっている。⁽²⁶⁾ 海岸部にくらべて山村部は、「御政事帰服不致、……人氣立、武器兵器杯家毎ニ用意ス」という状況が一般化していた。戸波村では家内全員の手足の爪と「頂之髪」を戸長に提出するようにとの触れがまわり、さらに不安がたかまった。しかも明治初年以來さまざまな名目の税の取り立てで「大イニ迷惑」し、「往々ハ如何成行物哉難斗」とみた民衆は、「覚語用意」のため武器を準備し、鉄砲三発を合図に結集することに決していた。緊張は極度にたかまっていたのである。このとき煮売店で差別待遇をうけた被差別民と店主との対立があり、合図の鉄砲を契機に集合した村民は、「此上ハ如何成行物哉聞捨ならん、今宵之時宜堪忍不成、……存分之儘ニ致ス」として、数十の鉄砲を先頭に部落を襲撃し、七〇軒中六七軒をうちこわしたのであった。この騒擾で「入牢」となったのは部落側だけであったことに注意すべきである。後免では、両者の口論から全面的な対立に発展し、一般側は五カ村が加勢して鉄砲数百挺で六カ所に陣を構え、部落側も鉄砲で対抗、空砲で部落側が退散したが、ここでも「召捕」られたのは部落民である。赤岡では、地曳網の網代（漁場）をめぐる喧嘩が生じたが、役人によって部落民四名が半殺しにされたりえ「入牢」させられた。部落民は常に不利な立場にたたされたのであった。⁽²⁶⁾

こうして、高知県でも新政全般にわたる反感と不安がみなぎっており、その一環としての部落解放令、それによる部落民の平民化行動は「堪忍不成」るものと認識されていたのであった。

四

岡山県津高郡加茂郷の八カ村は、前述した一八七二（明治五）年一月の備中阿賀郡・上房郡の蜂起にさいし応援を頼まれたが、その騒ぎがおさまったのを遺憾とし、「上加茂村穢多を擄取候ては如何と決し」、それより村々を誘い、加茂郷三四カ村・備中九カ村、三五〇〇人余で部落におしかけ「平服（ついで）之一札」をとってひきあげた。この事件を伝え聞いた同郡田地子村では、「中田村新御百姓共、近頃者古御百姓同等之振舞ニ及ひ、無礼筋多キ者も有之ニ付……降参為致候」と決定、「穢多征伐に参可申敷、無左候はば鉄砲にて擄取候敷、又は火を付可申」かと建部郷一〇カ村、六〇〇人余を強制動員して部落を襲撃し、「従前之通礼儀正敷嚴重に相守り可申」を「納得承知」させるとともに、本宅三〇余軒中二四軒その他を焼くにいたった。⁽²⁷⁾「無礼」や「不遜」にたいする「征伐」という認識である。放火は、県出張役人の説論をはさんで二度にわたっている。説論は必ずしも効を奏していないのである。

県さらには中央政府にたいする不信の念、部落にたいする残虐行為は、翌一八七三（明治六）年五月の北条県美作国の大一揆⁽²⁸⁾においていっそう明白である。

つぎは本一揆における破毀焼亡殺傷関係の資料である。⁽²⁹⁾一揆の目的とした対象がなんであったかをよく示している。

破毀総計百五拾五軒

内訳

一、地券懸十五等出仕	五軒	一、等外一等出仕	壹軒
一、等外四等出仕	壹軒	一、等外捕亡吏	貳軒
一、士族 但シ、小学校教師	壹軒	一、戸長	十五軒

一、副戸長

三拾貳軒

一、盜賊目付

二拾五軒

一、寺

貳軒

一、教学院

壹軒

一、元明石県出張所官舎

壹ヶ所

一、元古河県出張所官舎

壹ヶ所

但シ、当時小学校に用

但シ、当時小学校に用

一、元拳母県出張所官舎

壹ヶ所

一、元真島県学校官舎

壹ヶ所

但シ、当時小学校に用

但シ、当時小学校に用

一、各区小学校

拾壹ヶ所

一、平民

四軒

一、新平民

五拾壹軒

燒亡総計二百七拾七軒

内訳

一、戸長

四軒

一、副戸長

壹軒

一、盜賊目付

一軒

一、元鶴田県庁官舎

壹ヶ所

但シ、当時小学校に用

一、各区小学校

貳ヶ所

一、郷倉

壹ヶ所

一、平民

四軒

一、新平民

二百六拾三軒

破毀燒亡合

四百三拾式軒

外二

・林山焼亡

・老町三反歩

・掲示場破却

五十ヶ所

・重傷其後死

・捕亡吏老一人

・即死

新平民拾八人

為暴徒死傷

・傷

新平民拾老人

但、男拾老人 女七人

但、男四人 女七人

内 重六人

薄五人

鎮庄中暴徒之内死傷

・即死

六人

・傷

九人

内三人追ニ死去

西々条郡貞永寺村にはじまった蜂起は、一気に波及して地券懸をはじめとする官員・戸長・副戸長・盜賊目付の宅
・小学校・掲示場などを焼毀するとともに、所々の被差別部落を放火・うちこわし、津山進入にさいしては、「官員

ノ説諭耳ニモ不留、異口発声嘲弄シ」武力で突破しようとしたが官側の銃撃により阻止された。暴動は各地域に拡大した。この間、蜂起民衆は各被差別部落に強要して、「今後御氣ニ叶候段順可仕候、尚亦御召連之思召ニ候得共、猶更違背仕間敷候間、御焼亡之義偏ニ御容恕」⁽³¹⁾とか、あるいは「従前通り礼讓相守、急度相勸可申」⁽³²⁾というような詫状を提出させていたのである。

このなかで、勝北郡津川原村部落にたいし、「従前ノ身分ヲ為相守候上、強訴之先鋒ニ可為致、其儀相拒ミ候節ハ、忽チ村内放火乱暴ニ及」ぶ旨を伝え聞いた同郡妙原村の小林久米蔵は、津川原村と交渉する。穢多廃称後、近村に「不敬ノ仕向不尠」、元身分のように、下駄・傘などは村外で用いず、平民宅に用事のあるときは門外で草履をぬぎ、途中で出会ったときは頭を地に下げ礼儀正しくせよ、これを承知した証拠として、県庁への強訴の先鋒となる証書を差し出せば、危難もまぬがれるであろう、と。久米蔵は壮年のころ相撲をこのみ、村内のもめごとの調停役もおこなうという俠客肌の人物であった。一揆の頭取にもなりうるタイプの人間である。この「調停」によって隣村である津川原村は「向後当村ヲ敬シ、都テ之儀ニ随従」するようになるであろうし、当村の類焼もまぬがれるであろう、とかれは考えた。もちろん「男をあげる」気持ちもあったであろう。しかし部落側の断固とした拒絶にあった久米蔵は「心憎存ジ」、屯集の党民に「此上ハ勝手次第ニ乱入可致」と煽動したのである。⁽³³⁾部落側は陣を構えて抵抗したが、結局全村一〇〇戸内外が放火された。そして、ひきだされた河原で、あるいは逃げ込んだ山中で、竹槍、石つぶてにより一八人が惨殺され、一二人が傷をおったのである。憤懣にたえない久米蔵は、殺害の指揮をもとった。「右兩人ハ、兼テ近村ヲ軽蔑致シ候者ニテ、幸ト存ジ、凶徒共ニ向、此者ドモハ平常所業不宜者ニ付、可及殺害旨相呼り、及指揮候処、素ヨリ可殺勢ヒノ党民ドモ、一時ニ人氣相立、……」⁽³⁴⁾というわけである。部落側の抵抗こそが最大の「不敬」であると観念され、とくに平民化の行動に積極的であった者「平常所業不宜者」という認識が殺害を正当化する根

抛となったことは注目されるべきである（実際には極度の興奮状態のなかで、「忽然殺念相発」して無抵抗の女・子供をも殺害した）。

部落襲撃の背景には、この地域民衆の解放令伝達直後からの強硬な態度があった。美作国勝北郡平村ほか五三カ村の百姓代・年寄・庄屋連印の嘆願書（一八七一年一〇月）は、「今般御一洗之御布告に相成候ては乍恐小前一同承伏行届兼候体、自他御管轄無差別、平民一同忘寝食苦心胸焦之色相頭」れるという状態で、「万一人氣動揺を醸し候様之事件に立至り候うては」恐縮至極だから、「従前之通」りに願いたいと述べていた。⁽³⁵⁾ また、同月の美作国東北条郡・西北条郡二三カ村年寄・庄屋連印の嘆願書によれば、解放令を触れ渡したところ、「長生老養之甲斐も無之様一途ニ被存、悲歎無此上御座候間、何卒従前之通り尊卑之差別相立、別て穢多共とは居火を同せざる様願立呉候様、百姓一同涕泣歎願仕候」というありさまで、このままでは「如何様之儀出来候程も難計形情」であるから、従前通りとなるよう「其筋へ急速被為仰立、御裁許御座候迄之間も異変有之候程不計候間、当分之内、御立法を以、人心鎮静仕候様被仰付」たいと、⁽³⁶⁾重ねて蜂起の可能性をおわせていた。現実の部落襲撃は、この「悲歎」の延長線上にあったわけである。

もちろん、さきにも示したように、美作一揆は部落襲撃だけに終始したわけではない。「血税一揆」といわれるように徴兵反対も大きな要素であったし、維新政府の新政攻勢全般にたいする防衛的反撃がその特長である。部落襲撃は、この新政反対一揆の一環を構成しているのである。貞永寺村総代役の筆保卯太郎が實際の一揆頭取であったかどうかは別として、「近来御布令乍恐何事ニ不依心ニ不懐、就中、徴兵・地券・学校・屠牛・斬髪・穢多ノ称呼御廃止等ノ条件ニ至テハ、実ニ不奉服、……只管願出候共、必御許容ニハ相成間敷、……寧ろ強訴ト名ケ、徒党ヲ結び暴動ヲ起シ、兇威ヲ逞フシ、県下へ迫ラバ、右ノ勢力ヲ以テ圧倒シ、前書ノ事件自然御取消ニ相成可、兼テヨリ窃ニ思惟」⁽³⁷⁾

していたという供述は、また一般民衆の意識でもあったろう。津山藩士族遠藤半平がとりまとめた東北条郡加茂郷三二カ村の要求一〇カ条もこれを裏づける。「一、五カ年ノ間、貢米差除ノ事 一、徴兵トシテ鎮題⁽⁴⁷⁾へ御引上ノ事 一、御一新以来諸運上、一切御廃止ノ事 一、斬髪御廃止、従前へ御復ノ事 一、地券一件失費ハ、貢米ヲ以御立用⁽⁴⁸⁾相成度事 一、野山取調并ニ絵図并ニ絵図面入用、右同断ノ事 一、穢多ハ従前へ御復ノ事 一、(屠)牛御廃止ノ事 一、耕地へ桑苗或ハ茶木植付御廃止ノ事 一、正副戸長従前へ御復、給米同断ノ事⁽³⁸⁾。このように、蜂起は明治新政への武力的総反撃であったから、津山進入にさいし官員の説諭も聞かず「願意ノ次第ハ無之⁽³⁹⁾」く、一揆側から「及砲発」⁽³⁹⁾んだわけである。要求書提出は、説得する村役人クラスか遠藤半平のような調停役によってはじめて可能であったのであり、「恩頼の世界」の外にある県官には直接提出されることはなかった。「反乱型」闘争であるゆえんである。一揆は、西々条・西北条・東北条・東南条・勝北・勝南・久米南条・久米北条・英田・吉野・大庭・真島の一二郡におよび、二万六七〇〇人が処罰された。

五

一八七三(明治六)年六月、福岡県嘉麻・穂波両郡の早魁・米価騰貴騒擾から転化した新政反対一揆は、一気に県下一円に拡大し、各地で正副戸長宅・豪農商宅・学校・調所などをうちこわし、所々の被差別部落を焼き払い、博多・福岡市中になだれこんで、町民とともに官と文明開化に関連する施設を徹底的に焼毀し、官員を殺害するという大暴動となった。一〇万余の一般民衆が参加したという(処罰人員六万四〇〇〇人弱)。いわゆる「筑前竹槍一揆」である。⁽⁴⁰⁾『福岡県党民秘録』は、両区における破壊状況をつぎのように活写している。「群賊ハ博多調所学校戸長西洋造家牛店打毀就中富家(を)……破毀乱暴シ、米商社ヲ毀テ……為替座ヲ破リ積置タル正錢ヲ悉ク外面ニ投出シ……

町民一時ニ群集シ農民ニ併合シ町々ノ旗ヲ押立先登ニ進ム……（福岡へ突入した）賊民ハ……調所学校正副戸長牛店西洋家且亦々富家等ヲ打毀電信柱ヲ切倒シ電信局ニ乱入シ混々ニ打碎キ、賊勢凡三万余人……城門ヲ……押破リ……県庁ニ乱入シ……諸品ヲ投出踏碎……ガス燈ヲ打碎、且旧御玄関ノ前ニ近頃新築セラレシ塀ヲ破毀シ……官宅四五軒……ニ火ヲ差シタルガ故猛炎中天ニ立登リ……」⁽⁴¹⁾と。

県全体の被害は、破毀二三四三軒（公布揭示場四、学校・調所・納屋・土蔵なども含む）、焼亡二二四七軒（学校・調所・納屋・土蔵なども含む）、電信柱一八一本、蜂起民衆死亡二八人、重傷一八人、軽傷二四人におよぶ。⁽⁴²⁾

一揆が博多・福岡市中に突入する前日の二〇日には、堀口・辻の被差別部落が焼きうちされた。その理由は、「すべての穢多共平人となり候よりもつてのほか誇輻り、従前の人の上に立つべきなどの心得致し、重々もつて不勤弁にこれあり、ゆえに皆人深く相悪み居り候。それゆえこの節穢多村はことごとく皆焼尽くし候含みなる由、専らの説なり」⁽⁴³⁾、というところにあつた。部落民衆が一般民衆と同等の意識をもち行動をなすことは、場合によっては、かれらの意見にしたがわず、異議をとなえ、あるいはことなつた行動をとることを意味するが、このようなことは、「従前の人の上に立つ」とみなされ、放火の対象となつたのである。なかには、甘木地方の部落のように「昔皮多ノ通ニ仕ル」との一札をいれて放火をまぬがれた場合もあつたが、堀口・辻・金平などの部落は、一揆への加担を拒否したために放火されたといわれる。⁽⁴⁵⁾「粕屋・御笠・席田(郡)の一隊は進んで博多を突き、豊富(堀口村)の人数を先鋒とせんと談判せしに、彼等は新政の殊恩に感激せし折柄なれば、如何でか斯る暴挙に加担すべき、立どころに之を拒絶せしかば、終に暴民のために其部落は全部焼払はれたり」⁽⁴⁶⁾、「初メ一揆ノ徒堀口へ取掛タリシニ穢多共手向ヒセシニ依リ、党民大ニ憤激シテ遂ニ一村悉焼払ヒシト言フ。辻村ハ半ハ焼ケ半ハ残レリト」⁽⁴⁷⁾。おそらく、従来どおりの態度をとり、かつ一揆の先頭にたつことを強制されたのを拒否したためであろう。福岡県下全体では、被差別部落四〇〇〇戸以上

のうち一五〇〇戸以上が焼きうちにあったといわれる。

一揆勢は、中央政府から派遣され支配の任にしている県官の説諭には、まったく耳をかさなかった。「百方説論ヲ為スト雖モ兇徒等更ニ不肯」、「百方説論スレトモ更ニ不取合」というかたちで、⁽⁴⁸⁾徹底的な不信感を示した。しかし、士族穂波半太郎の調停や旧門閥家老黒田播磨などの説得に応じる部分もあり、現在七種の要求書が確認されている。⁽⁴⁹⁾整理するとつぎのようになる。旧知事(藩主)の帰国・執権は要求書すべてに共通、他県官員に代つて県士族の藩政復帰を求めるものが四種、士族の(禄の)復旧関係のものが四種、年貢関係では、三年間半納(または延納または徳政)が三種・同じく七年間半納が三種・たんに半納とのみするものが一種で、年貢減免は七種すべてに共通した要求である。官林払下げないし切払いの中止を求めたものが四種、新曆を廃止し旧曆復帰を求めたものが四種、地券関係の廃止が三種(うち一種は地券のほかに学校・徴兵の廃止を求める)、藩札従来どおりの通用、西洋化・社寺合併の廃止、散髪の廃止、電信機の廃止などが、各一種、そして、「穢多」従来どおりが四種である。

ここにみられるように、前面にでているのは、新政への反感による旧藩体制への復帰願望である。もちろん年貢減免要求からも推察できるように、それはかつての藩政下へのまるごとの復帰ではなく、民衆的に理想化された旧藩への復帰であろう。一般民衆の理念的共同体は、不気味な「異人政権」の収奪をともなった強圧的文明開化政策によつて侵入されることのないように、⁽⁵⁰⁾「恩頼関係」にみちあふれた——と幻想的に観念される——旧藩によつて保護されなければならない。他方、この閉鎖的世界は身分的關係を肯定し前提としている。かれらはみずからの上にある伝統的支配階級を承認するとともに、その共同体の下界あるいは外界にありつつこれを支える部落の存在を必要不可欠なものとして固定化する。共同体を侵犯する部落民はかれらにとって「加害者」にはかならず、部落民がこの世界に越境してくることはだんじて許容できないのである。「加害者」はこのことを承認し、謝罪し、かつての世界に帰って

いかなければならない。このような認識を拒否した「加害者」は、みずから「被害者」の地位においたかれらによってついに焼きうちされることになったのであった。蜂起した一般民衆は、差別体制を打破するどころか差別を血肉化した存在であり、部落民衆に依存しつつ排除するという関係を維持することで、みずからの共同体世界を防衛しようとしたわけである。

同年六月、「筑前竹槍一揆」につづいて、名東県（現香川県）に「西讃農民一揆」が勃発した。蜂起原因は、「徴兵御規則血税ノ条ヲ誤解シ、妄説ヲ附会シ、或ハ学校ヲ厭ヒ、又ハ肉食行ハレシヨリ牛働騰貴、貧民困却等ヲ唱ル」⁽⁵¹⁾点に求められた。「妄説」とは、「膏血ヲ被絞、又ハ耶蘇宗ナル者人ノ子ヲ捕ル」⁽⁵²⁾という類いのものである。そのひきがねは、二人の子供がノイローゼになっている切り髪の女に連れ去られそうになったことにある。一触即発の状態がつづいていたのであろう、蜂起は一気に拡大した。民衆は、すべて簗笠を着し、竹槍をたずさえ、「総テ其筋へ紙面ノ申立モ無之、要スル所只管暴威ヲ逞クシ、同意致サ、ル者ハ撃殺・毀焼可致旨ヲ以テ、直ニ所在放火、村民之レカ為メ畏怖響応スル者、一時四方ニ波及スルノ形勢」⁽⁵³⁾となったのである。放火による被害が主要なもので、揭示場六三カ所（内破毀一〇）、事務所三二カ所（内破毀一）、小学校四八カ所、邏卒屯所七カ所、戸長家宅四五戸（内破毀一）、村吏家宅一四五戸（内類焼一、破毀一）、祠堂家宅二戸、士族家宅一戸、平民家宅二〇三戸（内類焼七一、破毀六）、用達家宅一〇戸（内破毀一）、船改所二カ所、元継所二カ所、制札場二四カ所（内破毀三）、倉廩一ニカ所、掛樋一カ所、里程標木三本、以上の五五九カ所（放火五〇四、破毀二三、類焼七二）である。放火された村数約一三〇カ村という。邏卒二名も殺害された。蜂起による処罰者は約一万七〇〇〇人である。ここでも明らかなように、攻撃対象のほとんどは、末端機構もふくめて中央政府の新政にかかわるものである。一揆の要求として、貢租の軽減（地主をふくめて）、地租改正のための入費反対、学校反対、徴兵反対、災害の救助などが指摘されているが、たとえ要

求書が提出されていたとしても、民衆に人望のある人物などの奔走の結果であらうとおもわれる。一揆の主要な潮流は、「総テ其筋へ紙面ノ申立モ無之、要スル所只管暴威ヲ逞ク」する点にあつたのだからである。開化的風俗への反感も強かつた。鎮定後の七月五日の布達は、「賊徒が）各月代剃（おがき）イタシ居候ヨリ……各区村民共身ノ安危ヲ懼レ、比々其風ヲ習候モノ有之、……鎮定ノ今日ニ至リ、猶種々ノ浮説ヲ流布シ、追々剃髮候者有之趣」を「兼テノ示方ニ悖リ候」と警告している。⁽⁵⁵⁾ 髪型も旧習に復帰したのである。文明開化にたいするひとつのアンチ・テーゼであつた。

そして、この一揆においても被差別部落四〇戸全体が放火によって焼失し、そこへ通じる橋三つがおとされたのであつた。⁽⁵⁷⁾ 蜂起原因のひとつとされた屠牛による「牛価騰貴」と関係があるか否かは不明であるが、差別に対する抗議行動（古老の話によれば、差別した人の家のまわりで夜に簀を着て「みのむしおどり」をしたとのことである）への報復ともいう。⁽⁵⁸⁾ いずれにしても、部落解放令は当然のことながら明治新政の一環を構成していたのであつて、論理的にいつて、新政への反対は部落解放反対と矛盾するものではない。現実にも、維新権力に敵対するとともに部落民衆の平民化行動を許容しなかつた一般民衆の意識においては、新政反対一揆は部落解放反対の動き（場合によっては部落襲撃）をその内部にふくみこんでいるのである。

六

以上、新政反対一揆のうちで、部落解放反対をかかげ、あるいは実際に部落襲撃をともなつたいくつかの例をとりあげ、そこにみられる一般民衆の意識・観念を中心に検討をくわえてきた。ここでは、蜂起主体にかかわるいくつかの問題を指摘するとともに、新政（部落解放）反対一揆後の展望にふれることで、結びにかえることとしたい。

蜂起主体にかかわる問題として、解放反対一揆が士族や村役人層の指導によって生じたという説は案外に多い。し

かし、解放令反対、部落民衆の平民化行動にたいする敵対意識は、これまで述べてきたことからわかるように、一般的・大衆的レベルのものであった。現実の部落襲撃においても、貧農のはたした役割が大きい⁽⁵⁹⁾。それぞれの一揆において一般民衆のどのような部分がどのような役割をはたしたかは、今後においても具体的に究明されなければならぬのはもちろんであるが、この場合、かれらの意識や観念の位相を問題にすることが必要不可欠である。解放反対一揆が一般民衆の危機意識——上からの攻撃と下または外からの越境によるみずからの共同体の解体という観念——に根ざしたものであり、この危機意識は、伝統的共同体を自らの枠として生活している人々、とりわけ貧農・中農という一般民衆に強かったのであろう。半プロは、その存在自体が共同体の枠を一定程度ふみこえた存在であったから、共同体への危機意識は、貧農・中農ほどではなかったかもしれないが、この点は今後の検討課題である。いづれにしても、底辺民衆の「奈落」の部落民衆にたいする意識は、伝統的共同体の秩序の危機のありかたと深く関連しているのである。

これらの一揆にも不平土族が参加し、あるいは場合によっては、土族が新政府転覆計画のためにこれを利用しようという動きがなかったとはいえないが、それ以上の意味はもっていない。一揆の頭取は当局によって「捏造」される場合もあったが、土族がそれにあてられたのは皆無である。他方、村役人層は一揆の頭取であるためというよりも、村民掌握の責任を問われて処罰される場合がほとんどであった。それどころか、この層は新政の末端機構であったために、うちこわしの対象にされたのが通例なのである。このことは、かれらが差別意識をもっていなかったということをももちろん意味するのではない。一般民衆とともに積極的に行動した場合もあったろう。しかし、身分的・経済的に上層にあるものよりも、むしろ「奈落」により近接した共同体の底辺層のほうが、部落民の解放への動きに危機意識を強めたであらう。

一般的にいつて、この後、士族は、旧世界を捨てきれずに「士族王国」の夢をみつづけて士族反乱に向かう部分と、自由民権の新しい世界に生きようとする知識人に脱皮する部分に分化していくであろうし、村役人層は、維新政権の強権的文明開化に抗しつつ、もうひとつの文明開化に豪農としての未来をかけるであろう。一般民衆は、これらにたいして、権力の生活破壊的な文明開化コースに怨念を抱きつつ、幕末以来の世直し観念をベースに、自由民権の思想を「自己流」に受容していく。⁽⁶⁰⁾かれらにとつての「自由民権」とは豪農のそれとは異なっていた。「愚民は、……得手勝手手の自由権利を主張し、以て益々明治政府の施政を厭い、徴兵をさけ、租税を拒み、県官郡吏に抗敵するを以て己れの高名とし、嘗に封建の野蛮政府を愛慕するものの如し」。⁽⁶¹⁾かれらの「民権」は維新以来の異常な事態そのものにたいする反抗の武器としてのみうけいれられたのである。文明開化の方向にくみし、明治国家の枠内においてその民主的変革を追求しようとする豪農のコースと並行しつつ、伝統的な「恩頼関係」から弱肉強食の資本関係への転化を推進する文明開化・富国強兵路線にたいして全面的に敵対し、質物・質地や重租をまぬがれた自由で平等で平安な小生産者の共同社会の願望をかかげる一般民衆のコースが存在していた。⁽⁶²⁾前近代から近代への歴史過程は、モラル・エコノミー（伝統的な習俗・慣行にもとづく世の中のあるべき規範）⁽⁶³⁾の決定的破綻の過程であり、その上、日本では、圧倒的な西洋的文明開化の強圧がこの過程を加速したから、維新初期の一般民衆の抵抗はとりわけはげしい形態をとつた。そして秩父事件は、このモラル・エコノミーを基軸として展開した転換期民衆の最後で最高の蜂起だったのであり、それは、この民衆社会の支配を、維新政権や伝統的な支配者ではなく、みずからもそこに参加しうる「板垣公の自由党」に委託しようとするものであったということもできよう。

部落解放反対の動きは明治一〇年代には蜂起の波頭からは消え去ったが、しかし、この場合も、一般民衆の共同体観念は、下界ないし外界への開放を自覚的にもなっていたとはかんがえられない。このうち中江兆民などの思想的

營⁽⁶⁴⁾為もみられたものの、この閉鎖的思惟構造が解体される本格的契機は大正年代にはいつてからのことになる。一九二二(大正一一)年三月に結成された全国水平社の糾弾活動の開始によつてはじめて、一般民衆の閉鎖的觀念は解体の契機をあたえられたのであった。それがみずからの手によつてでなく、まさに被差別民衆によつて「下から」あたえられたものであるという事實は、一般民衆の自由平等觀念の底の浅さをしめすものにほかならず、そして、日本近代の歴史の基底的推進力の最も大きな部分は、まさにこのような「生身」の具体的な一般民衆であつた、ということを確認しなければならぬであらう。

- (1) 明治新政権は、一八七二(明治五)年二月三日を一八七三(明治六)年一月一日とした。太陽曆(グレゴリオ曆)への転換である。本稿では、これ以前は陰曆の年月日である。
- (2) 拙稿「日本の近代化と部落問題 一、明治維新と解放令」(『部落解放史』中巻、解放出版社、一九八九年)参照。
- (3) 『三重県史料』二九(原田伴彦・上杉總編『近代部落史資料集成』第二巻)以下『集成』二と略——三一書房、一九八五年、所収)三八〇頁。
- (4) 『三重県史料』二九、『岡山県史料』五四(『集成』一)三八〇～三八四頁参照。
- (5) 『山口県史料』巻五(原田伴彦・上杉總編『近代部落史資料集成』第一巻)以下『集成』一と略——三一書房、一九八四年、所収)四二〇～四二二頁参照。
- (6) 「横田徐翁日記」(明治四年二月四日)。石瀧豊美『「解放令」から筑前竹槍一揆へ』(好並隆司編『明治初年解放令反対一揆の研究』明石書店、一九八七年、所収)四八頁より再引。同様の例はほかにもある。「播州姫路辺穢多之事ニ付村々さわがしき事也、加古川ニハ風呂屋へ穢多二人入候ニ付彼是と申、風呂屋休、髪結床休、茶店休也」(『朝野家文書』、『兵庫県同和教育関係史料集』第二巻)以下『史料集』二と略——兵庫県同和教育協議会、昭和四八年、二九三頁)。「穢多平民ト為ルノ御布令アリシヨリ、料理屋風呂屋髪結所等へ行ケルニ、農商等之ヲ嫌ヒ行カサルニ付、料理屋等商売替セサレハ活計成カタシトテ甚タ困ルヨシ、既ニ備前岡山ハ風呂屋ヲ町内風呂ト称ヘ……倉敷辺ニモ此事ヲ為スト云々」

- (6) 『民部省地方巡察復命書』、『集成』一、七三三頁。一八七一年一月には、松山道後温泉で入浴した部落民を町中が暴行を加えうちはらったという例もある(『愛媛部落史資料』、『集成』一、四四一頁参照)。篠山県では、一八七一年九月、解放令の示達を契機に、「穢多之者共若村方人家江立寄候而者同様相穢候間、村方へ立入不申様」にと郡中で申し合わせ、「穢多男女共、日雇之義者一切相雇申間敷事」、「牛馬駄賃持之義、一切不為致候事」、「草履わらじ其外、雪踏下駄はき物杯一切買取申間敷事、但し、直し物類たり共同様之事」、「穢多難渋之もの村内へ立入候共、何事に不限聊ニ而も施し致間敷事」、「郷中俗家へ罷越候とも、多葉粉之火貸并ニ縁先ニ而も腰掛させ申間敷事」など九カ条の誓約をおこない、県当局に差別的取扱を要望している(『集成』一、三四二―三四三頁参照)。
- (7) 『永代記録帳』(『集成』二)二二五頁。
- (8) 『集成』一、三四三、三四四頁参照。
- (9) この点については、ひろたまさき「啓蒙思想と文明開化」(同『文明開化と民衆意識』青木書店、一九八〇年、所収)、拙稿「転換期民衆蜂起の論理 一」(大阪市大『法学雑誌』二二巻四号、一九七六年三月)参照。
- (10) ひろたまさき『世直し』に見る民衆の世界像(朝尾直弘等編『日本の社会史』第七巻、岩波書店、一九八七年、所収)参照。ひろた氏は、世直し闘争を「日本的妖怪世界像」にもとづくものとして把握、新政反対一揆を「西洋的妖怪世界」に対する反撃・防衛」として位置づけている。当時の一揆における日本民衆の世界観を「日本的妖怪世界像」という概念で把握できるかどうかは問題であるとおもわれるが、興味ある論点である。
- (11) 『集成』一、七三三頁。
- (12) 前掲拙稿「転換期民衆蜂起の論理 一」参照。
- (13) 上杉總一郎「部落解放反対騒擾による被害の研究」(部落解放研究所編『論集・近代部落問題』解放出版社、一九八六年、所収)参照。
- (14) 播但一揆の個別研究については、前嶋雅光「明治四年播但一揆の一側面」(兵庫史学会『兵庫史学』六三号、昭和四九年六月)、阿部真琴「播但農民一揆と賤民解放令」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五〇年度)、小野寺逸也「明治四年播但農民一揆」(歴史科学協議会編『部落問題の史的究明』校倉書房、一九七六年、所収)、今西一「形成期天皇制国家と農民闘争」(部落問題研究所編『部落史の研究 近代編』部落問題研究所、一九八四年、所収)、宮前千賀子「明治四年

- 生野県一揆について」(『部落解放研究』五六号、部落解放研究所、一九八七年六月)などを参照。小野寺論文は、「解放令は、一揆を触発した契機であり、農民を反新政権闘争に向かつて統一させた一契機ではあったが、農民の要求の根底にあったのは、自身を真に封建的桎梏から解放することであった」(一四五頁)とするが、今西論文は、これを批判して、「一揆の本質を年貢減免闘争として、『解放令』反対を従属的な問題として理解しようとする小野寺らの見解があるが、この議論は一揆の全経過から見ても一面的と言わざるをえない。何より『解放令』反対という要求が、なぜ出されてきたのかを十分に説明していない」(二〇四頁)と正しく批判している。ただ今西論文でも、一揆に被差別部落二村が参加しているとか、この一揆が村落上層部のヘゲモニーによるものであった、とのべているのは問題である。この点、官前論文を参照。
- (15) 『兵庫県史料』一八(『集成』一)三四八頁。
- (16) 「元姫路県項民暴動顛末記」(『公文録』、『史料集』二所収)一一八五～一一八六頁。
- (17) 「播但動揺一揆探索略書」(『大隈文書』、『集成』一所収)三五〇頁。
- (18) 同前、三五〇頁。『開拓使公文録』九所収の書簡にも「太政官朝敵ト申旗ヲ立居候由」とある(『集成』一)三五三頁。なお、一八七一(明治四)年二月、福島県伊達郡川俣にはじまった新政反対一揆では、当局の取り落とした「菊御紋の御旗」を焼き捨てたし、前述した同年八月の芸州広島一揆では、「城内の玄関に掲ぐる所の菊章の幔幕を除去あらん事を請求」している。前掲拙稿「転換期民衆蜂起の論理」一四九頁、五二頁参照。
- (19) 「朝野家文書」(『史料集』一)一九五頁。
- (20) 土屋喬雄・小野道雄著『明治初年農民騷擾録』勁草書房、昭和二八年、三一七頁。
- (21) 部落問題研究所編『部落の歴史と解放運動 近・現代編』(一九八六年)は、「穢多身分廃止反対は、彼らが結集する契機にはなったが、主要な要求ではなかった」と主張する(八一頁)が、この説には根拠がない。注(14)参照。
- (22) 小野武夫編『維新農民蜂起譚』刀江書院、昭和四〇年、一六八頁。
- (23) 同前、一六四頁。
- (24) 『大川村資料』第二(『集成』一)四四九頁。
- (25) 『大変記』宇賀平「膏取一揆」『大変記』に関する若干の考察」(前掲『明治初年解放令反対一揆の研究』所収)一二

八〇一三〇頁より再引。

- (26) 豊岡県氷上郡(現兵庫庫島)でも、同年二月、両者の喧嘩から対立がおこり、部落側が鉄砲・竹槍で武装し黒井町を襲撃するとして召し捕らえられたが、その際、豊岡県役人は、「穢多と申者へ元島ヨリ渡り候者ニ候間、召捕候へバ鉄砲にて打取可申候、穢多者人打取候へバ金五両ツツ褰美被下候、此度村々狩人皆召寄テ集リ候穢多ヲ打取可申と村々江御沙汰」があったという(『朝野家文書』、『史料集』二、二九五頁)。県官の差別意識が露骨にあらわれている例である。
- (27) 『金島家文書』・「岡山県暴動一件」(『集成』一)三八五頁、三九三頁。
- (28) 本一揆の主要論文については、ひろたまさき「美作血税一揆に関する若干の問題」(前掲『文明開化と民衆意識』所収)、好並隆司「明治六年美作一揆の再評価」(後藤陽一・小林茂編『近世中国被差別部落史研究』明石書店、一九八六年)、好並隆司「明治六年美作一揆とその影響」(前掲『明治初年解放令反対一揆の研究』所収)など参照。好並論文の土族指導者説にたいする的確な批判としては、上杉總『解放令』反対一揆としての筑前竹槍一揆」(上杉總・石瀧豊美『筑前竹槍一揆論』海鳥社、一九八八年、所収)八〇頁以下を参照。
- (29) 『北条県史』(長光徳和編『備前・備中・美作百姓一揆史料』第五卷——以下『一揆史料』五と略——国書刊行会、昭和五三年、所収)一九七九〜一九八一頁。ただし「新平民」焼亡はのち一軒追加で二六四、負傷は実際には一二人、いずれも津川原村である。
- (30) 『岡山県史料』四九(『集成』二)四一頁。
- (31) 『三保村史資料集』(『集成』二)四四六頁。
- (32) 『初屋文書』(『一揆史料』五)二二五二頁。
- (33) 『北条県史』(『一揆史料』五)二〇〇〇頁。
- (34) 同前、二〇〇一頁。
- (35) 『有元家文書』(『集成』一)四〇六〜四〇七頁。
- (36) 『瀬畑家文書』(『集成』一)四〇七頁。
- (37) 『北条県史』(『一揆史料』五)一九七七頁。
- (38) 『太政類典』(『一揆史料』五)二〇二四頁。なお、『初屋文書』(『一揆史料』五)二二五一頁参照。

- (39) 『明治六年美作全国騒擾概誌』(『一揆史料』五) 二二〇三頁。
- (40) 筑前竹槍一揆については、紫村一重『筑前竹槍一揆』葦書房、昭和四八年、石瀧豊美『「解放令」反対一揆における民衆意識をめぐって』(『部落解放研究』五六号、一九八七年六月)、前掲上杉總・石瀧豊美『筑前竹槍一揆論』などを参照。
- (41) 『福岡県党民秘録』(『日本庶民生活資料集成』第三卷、三一書房、一九七〇年、所収) 七七一頁。なお、両市中の破壊については七七五頁も参照。
- (42) 同前、七八〇～七八一頁。一八七三(明治六)年八月時点での調査。この点についての詳細は、石瀧豊美『筑前竹槍一揆と「解放令」』(前掲『筑前竹槍一揆論』所収) 一二三～一二五頁参照。
- (43) 『横田徐翁日記』(前掲石瀧豊美『筑前竹槍一揆と「解放令」』、一一七～一八頁より再引)。
- (44) 前掲石瀧豊美『筑前竹槍一揆と「解放令」』、一三九～一四〇頁参照。
- (45) 松崎武俊『筑前竹槍一揆と堀口村』(福岡部落史研究会『福岡県被差別部落の諸相』、一九七九年、所収) 参照。
- (46) 『嘉穂郡誌』(同前、二四三～二四四頁より再引)。
- (47) 『福岡県党民秘録』(前掲『日本庶民生活資料集成』第三卷) 七七〇頁。
- (48) 同前、七七一頁。
- (49) 要求書については、前掲『筑前竹槍一揆論』六二～六六頁および一四二～一四五頁参照。
- (50) 一八七三(明治六)年三月、筑前国下座郡では、徴兵令による名前書き出しの布令を契機に、「今年廿歳の者は耶蘇宗に入れられ、生き胆を採られ候」との「流言」がひろがり、人々は「老人も差出し申さず、もし兵隊等に差向け候わば家に火を懸け、それを合図に家内すべて打死にと覚悟」したという騒動があった。前掲石瀧豊美『筑前竹槍一揆と「解放令」』、一〇四頁参照。このような観念は、この地域にかぎったことではなかったとおもわれる。竹槍一揆が官と文明開化を象徴するものをすべて破壊したことは、その証左である。
- (51) 『愛媛県史料』二八(『集成』二) 五二七頁。
- (52) 『愛媛県史料』二八(『集成』二) 五二九頁。
- (53) 『愛媛県史料』二八(『集成』二) 五二七頁。
- (54) 石島庸男『西讃農民蜂起と小学校毀焼事件』(鹿野政直・高木俊輔編著『維新変革における在村的諸潮流』三一書房、一

九七二年、所収)三六七頁参照。

(55) 『愛媛県史料』二八(『集成』一)五二八頁。

(56) 『愛媛県史料』二八(『集成』一)五二五頁。

(57) 石島前掲論文、三四五頁。

(58) 同前、三七一頁。

(59) この点については、前掲上杉總「『解放令』反対一揆としての筑前竹槍一揆」八〇頁以下参照。

(60) この受容の問題については、民衆の「固有」のイデオロギーと「修得した」イデオロギーとの関係が具体的に分析される必要がある(ジョージ・リューデ『イデオロギーと民衆抗議』、古賀秀男・前間良爾・志垣嘉夫・古賀邦子訳、法律文化社、一九八四年参照)。

(61) 原口清『明治前期地方政治史研究』下、塙書房、昭和四九年、八八頁参照。これは、一八八一(明治一四)年、静岡県下の事例である。

(62) 拙稿「転換期民衆蜂起の論理 二」(大阪市大『法学雑誌』二五卷一号、一九七八年九月)九一頁以下参照。

(63) 近藤和彦「政治文化の社会史にむけて」(『思想』七七六号、岩波書店、一九八九年二月)参照。

(64) 拙稿「中江兆民における民衆観」(大阪市大『法学雑誌』三一卷一号、一九八四年八月)参照。